

大阪市告示第657号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月12日

大阪市長 横山英幸

1 認定年月日及び番号

令和8年4月20日 第2号

2 認定区域の名称

フレスポ鶴見

3 認定区域の位置

大阪市鶴見区鶴見4丁目1番24 ほか18筆

(計画調整局建築指導部建築企画課)